



とちぎ

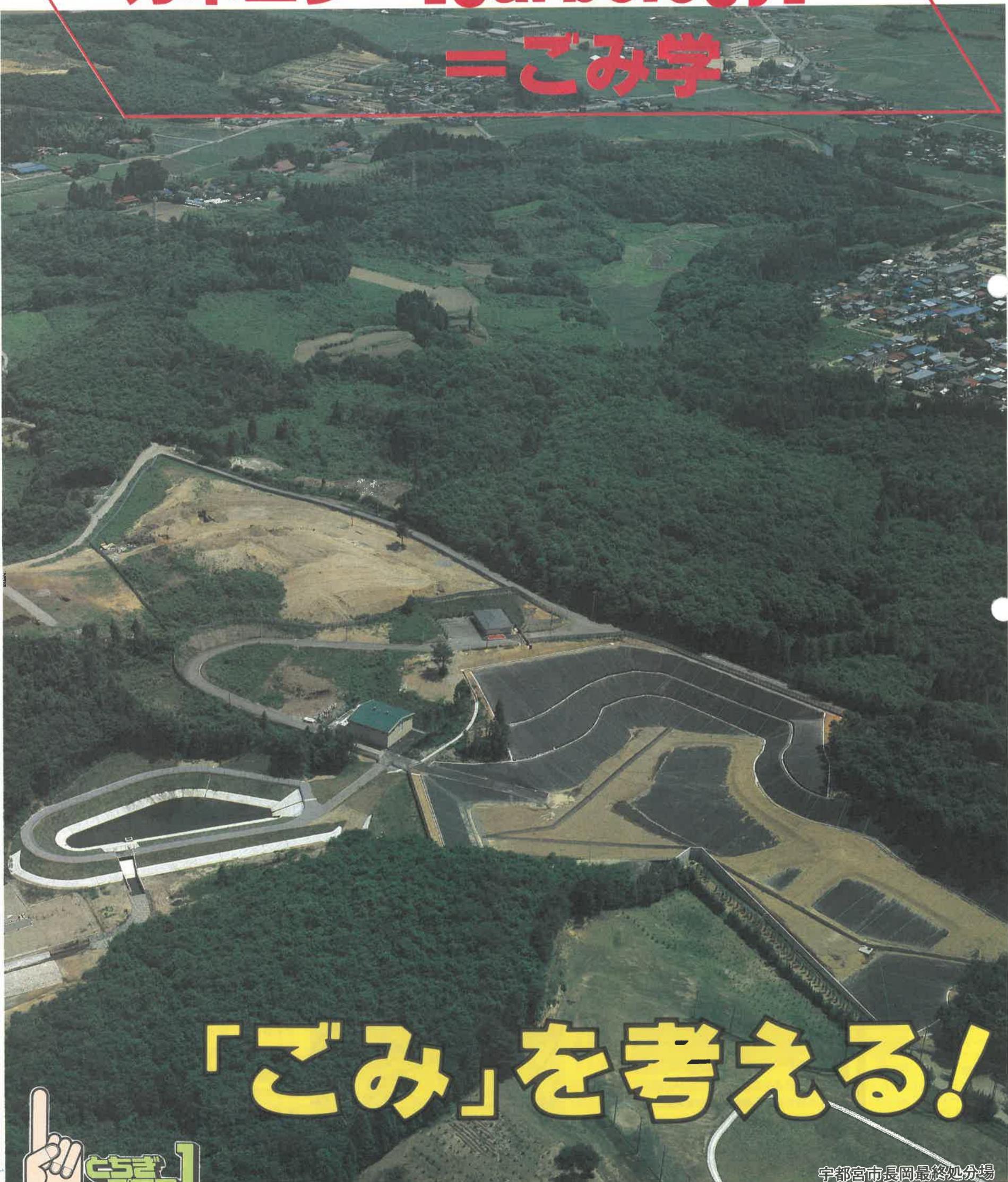
県民だより

第25号

●1988年11月20日発行・編集・発行/栃木県企画部広報課 〒320 宇都宮市塙田1丁目1番20号 ☎0286-23-2158 ●県人口/1,906,230人 男944,723 女961,507 ●世帯数546,960世帯(1988年10月1日概数)

ガボロジー[garbology]

=ごみ学



「ごみ」を考える!



とちぎ

宇都宮市長岡最終処分場

に いたい



近年の都市化の進展や生活様式の高度化、産業活動の拡大等にともない、排出される「ごみ」の質は多種・多様化し、また、その量も増加の一途をたどっています。このような中で、私たちの生活環境を守り、住みよい郷土をつくるために、「ごみ」を正しく認識し、適正に処理・処分することは、非常に大切なことです。

そのためには、県民の皆さんのがみについての正しい理解とご協力のもとに、ごみ処理施設の整備や最終処分場の確保などを積極的に促進する必要があります。

昭和六十三年度の県政世調査では、八八・五%の人がその必要性を認めていますが、河川や山林などに不法に廃棄物を投げ入れる行為は、まだ少なくありません。

しかし、資源にも、そして「ごみ」を捨てる場所にも限りがあります。

住みよい環境をつくるために

一方、産業廃棄物の排出量は、昭和六十一年度では年間約五四四万トンと推計されます。産業廃棄物は、排出事業者や処理業者がそれぞれの立場において、資源としての再生利用や減量化、安全化を図る努力を重ねていますが、うち、一〇八万トンは埋立による最終処分が必要となります。

しかしながら、現在、これらのすべてを県内の最終処分場で対応することはできず、その七割近くを他県にたよるという現状が、昭和六十一年度では、八八・五%の人がその必要性を認めていますが、河川や山林などに不法に廃棄物を投げ入れる行為は、まだ少なくありません。

増え続ける「ごみ」事情

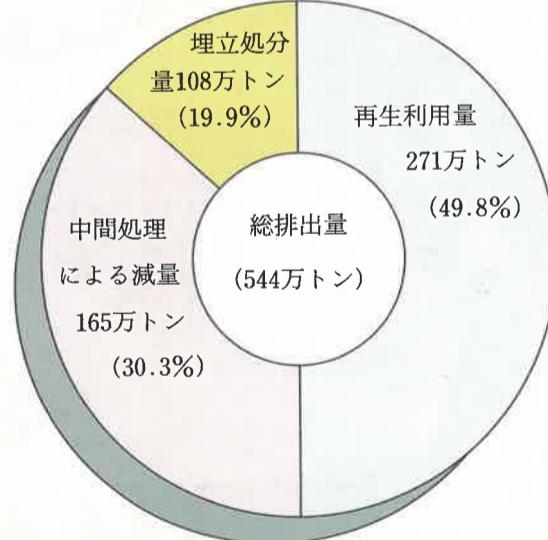


「ごみ」には、大きく分けると、一般家庭から出されるごみなどの一般廃棄物と、畜産農家や工場などから排出される産業廃棄物とがあります。

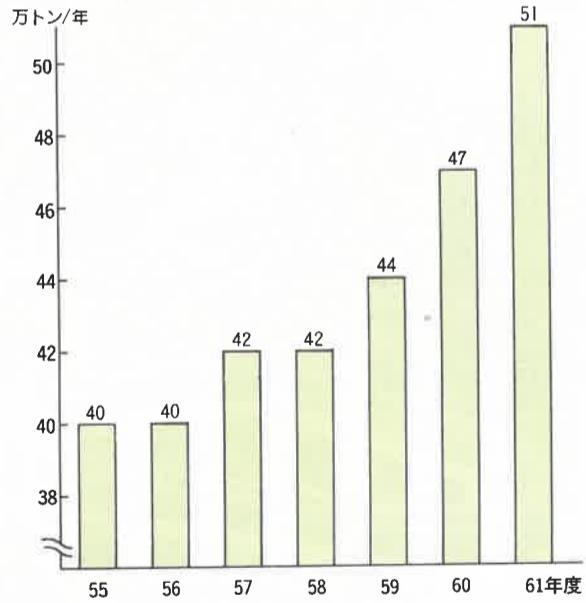
県内の一般家庭から出されるごみの量は、昭和六十一年度では、年間約六〇万トンにもなり、このうちの九万トンが家庭などで処理されています。

また、残りの五万トンは、それぞれの市町村が責任をもって処理することになっており、適正な指導、監視のもとに衛生的に処理されていますが、現在、県全体のごみ処理施設は五一ヵ所、ごみの最終処分場は三ヵ所であり、年々増加する排出量に対応するためには、処理施設及び最終処分場の一層の整備が求められています。

■産業廃棄物処分量の内訳
(昭和61年度推計)



■市町村のごみ処理量



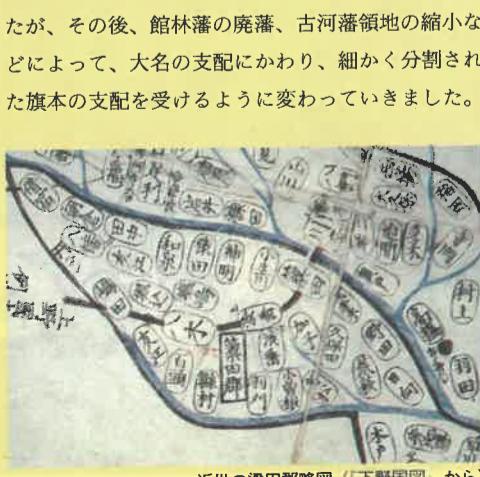
画展	
第42回栃木県芸術祭	
(日) COLLECTION '83~'88	
(日) 飯塚琅玕斎展	
午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで） 月曜日（祝日を除く） 祝日の翌日（土・日を除く） 年末年始（12/28～1/4） 常設展示：一般200（160）円 大・高生100（80）円 中・小生50（40）円 ()内は20名以上の団体料金 ※企画展はその都度異なります。 ☎0286-21-3566	

とちぎ再発見

複雑な分割支配 をうけた近世〈梁田郡〉

足利市の南部、渡良瀬川右岸から群馬県境の矢場川との間に、かつて「梁田郡」と呼ばれる小さな郡がありました。江戸時代には、郡内に28もの村がありました。明治29年に足利郡に合併されたため「梁田郡」は姿を消し、現在は足利市的一部分となっています。

江戸時代、梁田郡の多くは、上州館林藩あるいは下総古河藩の領地として一括して支配されていました。



たが、その後、館林藩の廢藩、古河藩領地の縮小などによって、大名の支配にかわり、細かく分割された旗本の支配を受けるようになっていきました。

特に、館林藩主徳川綱吉が、幕府の5代将軍となつたことに関連して、1682年（天和2年）の館林藩の廢止とその領地の旗本への分割は、この地域の支配に決定的な影響を与えました。一つの村をいくつにも分けて、別々の旗本の領地とするという、複雑な分割支配が誕生したのです。

栃木県の江戸時代の支配の特色は、圧倒的な力をもつ大きな大名が生まれず、小さな大名・多数の旗本・日光などの寺社・幕府代官などが、その領地を複雑なモザイク模様のように入り組ませていたと言われています。とすれば、この梁田郡は、下野の典型的な地域と言ふこともできましょう。

栃木県立文書館☎0286-23-3450



『ごみ』と上手つきあい

最終処分場とは

廃棄物を埋立てているところを最終処分場といいます。最終処分場は、処分する廃棄物の種類や性質、状態によって、それぞれ適正な処分がなされています。

また、河川や地下水の汚染などの心配がないよう、安全に管理されています。

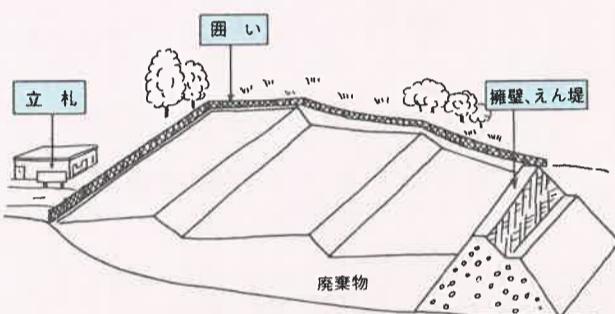
さらに、埋立後の跡地は運動場や公園など、地域の皆さんに有効に利用できるようにと考えられています。

(1) 安定型

性状の安定している廃棄物

の埋立て

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、建設廃材

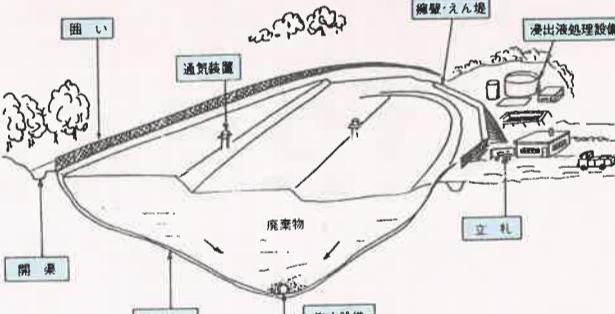


(2) 管理型

安定するまで水処理をする

廃棄物の埋立て

(木くず、汚でいなど)



最終処分場の跡地利用模型

施設めぐり

—すすかけの葉陰に美との出会いがある—

栃木県立美術館

宇都宮市の中心部から西に向かう大谷街道と日光街道が交差する桜通り十文字近辺は、市内のけん騒もようやくおさまるところ。わずかながら緑を残して市民にしばしの休息を与えてくれる桜美公園に隣接して、栃木県立美術館は昭和47年11月に開館しました。

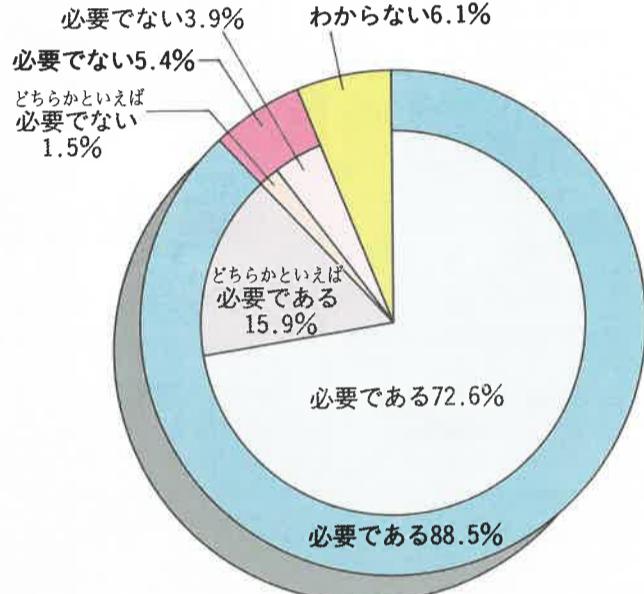
企画展の開催と並行して進められた資料の収集が5000点を数えるに及んだ昭和56年、常設展示館が新設されて、現在では年6~7回の企画展と同時に、約5000点の常設展示が年4回の展示替えによって鑑賞できます。

常設展示のテーマは、「栃木県を中心とした国内外の近現代美術」。栃木県にゆかりのある作家の作品を軸に、日本と世界の近現代美術を紹介するものです。常設館1階に展示されるのは日本画、工芸、書。主な作家として、日本画の田崎草雲、小堀衲音、荒井寛方、小杉放庵、石川寒巖、羽石光忠、工芸では、陶芸の浜田庄司、加守田昌二、田村耕一、竹工芸の飯塚琅玕斎、書では豊道春海の名をあげることができます。

2階は油彩画と版画を主とし、油彩画ではコロー、トロワ・リヨン、フランス19世紀絵画を導入部に、青木繁、清水登之、川島理一郎、刑部人らの作品が展示され、版画は古川龍生や川上澄生の多数の作品がスライディング・パネルに掛かり、鑑賞者が自由に引き出して見ることができます。また、1階から2階に吹き抜ける大壁面には世界各国の現代絵画が展示され、現代絵画の多様な表現を一望することができます。

Q. あなたは、産業廃棄物の焼却場や埋立地を、必要な施設と考えていますか。この中からお答えください。

<昭和63年度県政世論調査から>



が捨てられ、環境が汚染されることなく、住みよい環境を守るために、最終処分場は必要不可欠なものなのです。

私たちが生活をいとなむかぎり、「ごみ」は限りなく生まれます。少しでも排出する「ごみ」の量を減らし、再利用、再資源化を図る努力も、また大切です。誰もが守りたいと思う豊かな自然、快適で住みよい環境を未来へと引き継ぐために、もう一度、いつしょにガボロジー＝ゴミ学、考えてみませんか。



■来年3月までの企

11月23日(木)まで

12月4日(木)~1月22日

2月5日(木)~3月26日

◎開館時間

◎休館日

◎入館料

◎問合せ



企画展では、栃木県関係物故作家の回顧・顕彰も含め、日本と世界の近現代美術が多彩に紹介されます。各企画展には、より深い理解のために、同じテーマによる講演会や映写会、コンサートなども併催されます。

その他、収蔵品と県内市町村の施設を紹介する館外展が年10回程度開催されますが、美術館から遠い地域の鑑賞者には、大きな期待が寄せられています。

情報スクランブル

県庁のあて先
〒320 宇都宮市塙田1-1-20

催し

県営公園

「緑の相談所」の催し

中央公園	11/20~27 11/23	目で見る栃木の都市公園展 園芸教室 「鉢花の上手な冬越」 講座「山草の栽培(III)」 小学生公園絵画入賞作品展 園芸教室 「正月を飾る鉢物つくり」 洋ラン・シクラメン展 生花美術展 緑の映写会
	11/27	「ニホンカモシカ」ほか 植物写生画とおしば美術展
	12/1~11 12/11	
	12/14~19 12/21~25 12/25	
	1/7~16	
	11/22~30 12/3~5 12/4 12/9~13 12/11 12/17~25 1/4~11 1/14~17 1/15	井頭公園絵画コンクール作品展 シクラメン展 講座「シクラメンの管理」 クリスマス・お正月向け寄植え展 園芸教室 「お正月用寄植えの作り方」 栃木の植物写真展 日本の名園写真展(江戸時代編) ウメ・フクジュソウ展 園芸教室「ウメ・フクジュソウの育て方」
那須野が原公園	11/23~30 1/9~16 1/15	展示「街の緑あなたは何を感じますか」 園芸資料と病害虫写真展 県北公園野鳥観察会

▶問合せ 中央公園 0286-36-7621
井頭公園 0285-82-4475
那須野が原公園 0287-36-1220

「水鳥観察会」

冬鳥の季節です。水鳥を中心に観察会を開催します。是非ご参加ください。
 ▶開催日 12月11日(日)
 ▶場所 真岡市井頭公園、足利市渡良瀬川河川敷
 ▶その他 現地集合・昼食持参・荒天中止
 参加費無料
 ▶詳細は県林政課 0286-23-3262へ

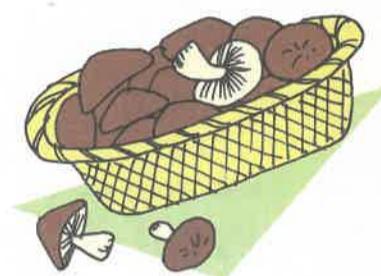
第20回林業観光祭

■表彰式典

▷日時 12月1日(木)午前10時~正午
▷場所 県公館

■きのこ・わさび展示品評会

▷日時 11月30日(水)午後1時~5時
12月1日(木)午前8時30分~正午
▷場所 県塙田会館4階(県庁東側)
▷展示品 生しいたけ、乾しいたけ、なめこ、ひらたけ、わさび、山菜等
▷即売 12月1日(木)午後0時30分から展示品、約2000点を即売します。
▶問合せ 県林政課 0286-23-3266



募 集

本場結城紬織物 の製織伝習生募集

▷場所 県紬織物指導所(小山市福良)
▷期間 5~6カ月
▷応募資格 重要文化財である本場結城紬の製織技術を習得し、卒業後就業できる方。(細かい作業のため年齢50歳くらいまでの方が望ましい。)
▷受講料 無料
▷簡単な面接を行います。
▶問合せ 同指導所 0285-49-0009

案 内

エイズ(後天性免疫不全症候群)について

▶エイズは、現在のところ治療法は確立されていませんが、風邪やはしかなどと違い、

咳、おしゃべり、握手などの日常生活の中ではうつりません。気をつけなくてはいけないのは、不特定多数との性的接触や血液を介しての感染と言ってよいでしょう。

▶日ごろから、正しい知識と予防方法を身につけていれば、エイズは決して恐ろしい病気ではありません。

▶エイズに関する相談は、各保健所及び県健康対策課で行っています。お気軽にご相談ください。

▶問合せ 県健康対策課 0286-23-3092



狩獵期間の 事故防止について

▶11月15日から2月15日までの3カ月間は、狩獵期間となってます。

▶狩獵をされる方は、法令で定められている規則を守り、また「脱包の励行」・「矢先の確認」・「足場の注意」等に十分に留意のうえ、絶対に事故を起こさぬよう細心の注意ははらって、正しく安全な狩獵をされますよう、強くお願いいたします。

(県林政課 0286-23-3262)

県産材木造住宅特別融資 をご利用ください。

▶県内に自らが居住するための新築木造住宅の建設・購入をする方を対象の融資です。

▶融資限度額 350万円(床面積によって、限度額の区分あり)

▶償還期間及び方法 15年以内、元利均等月賦償還またはステップ償還

▶融資条件

1 住宅金融公庫融資を受けること
2 建築用木材の60%以上が県産材であること

▶申込み先 県内の住宅金融公庫貸付業務受託金融機関

▶問合せ 各取扱金融機関の窓口か県林業指導課 0286-23-3277

ご利用ください。

情報公開相談室

▶情報公開相談室では、県政を進めるうえで作成された各種の行政資料を、自由に閲覧することができます。これらの資料は、情報分野別に区分してありますので利用しやすくなっています。また、希望する方はコピーサービスもしています。

▶お気軽にご利用いただき、県政に対する理解を一層深めていただきたいと思います。

▶よく利用されているもの
とちぎ新時代創造計画 県勢白書 栃木県統計年鑑 県議会提出議案書 市町村要覧 土地利用動向調査 交通センサス 文化財地図 栃木県の工業団地等。



▶問合せ 県文書学事課情報公開班 0286-23-2058

栃木県知事選挙・栃木県議会議員補欠選挙 (小山市選挙区)

12月4日(日)

県政を 我家にむすぶ この一票

栃木県選挙管理委員会・栃木県明るい選挙推進協議会

県政ラジオ番組(栃木放送)



- 県民の窓 毎週日曜日午後0時15分~0時30分
- 県庁ダイアリー 毎週月曜日~土曜日午前8時42分~8時47分
- 県政アラカルト 「知事さんこんにちは」毎月第3日曜日午前9時15分~9時45分

県政テレビ番組 ウイークリー栃木



毎週土曜日
午前8時45分~9時
テレビ東京
12チャンネル
レポーター
高松しげお・相馬宏美

くらしに アドバイス ちよへといいでですか LPガスの 事故防止について

LPガスの事故は、誤って器具を操作するなど、消費者の不注意によるものがほとんどです。

次の点に注意しましょう。

1. 火がついたことを、必ず、目で確かめましょう

「つい」、「うっかり」が事故を引き起します。必ず、火がついていることを確認しましょう。また、火がついている時は、その場を離れないようにしましょう。電話や来客のときは、必ず火を消すようにしましょう。

2. 換気に注意しましょう

LPガスは、燃焼時には、多量の空気を必要とします。部屋の中でガス器具を使用する時は、新鮮な空気を取り入れるようにしましょう。

3. 元栓・器具栓は必ずしめましょう

「うっかりミス」の中で最も多いのが、未使用の元栓を誤って開放したり、器具栓のしめ方が不完全なことです。使い終ったあとは、必ず完全にしめましょう。特に、おやすみ前や、お出かけになるときは、元栓の確認をもう一度しましょう。

4. ガス漏れ警報器を取りつけましょう

LPガスは空気より重いため、漏れた場合、床面など低いところにたまります。ガス漏れ警報器は、わずかなガス漏れでもすばやく感知し、ブザーで知らせます。

5. 安全器具を取りつけましょう

ガス漏れ事故を防止するため、販売店と相談して安全器具を、取り付けましょう。

※また、最近、訪問販売が不当に高い警報器等を販売している業者がいますので、十分注意してください。

なお、「ちょっとおかしい」と思ったら、身分を証明するものの提示を求めるか、LPガスの販売店、または、県消防防災課高圧ガス係(0286-23-2138)までご相談ください。



あなたの 声 を県政に

●県政についてのご意見・ご要望・苦情をお受けしています。また、日常生活でお困りのことなど、お気軽にご相談ください。

●県が発行する報告書やパンフレットを展示、ご希望の方にはおわけしています。是非、ご利用ください。

中央県民センター 0286-23-3765 塩谷県民相談室 0287-43-2142
県南県民センター 0282-24-5665 芳賀県民相談室 0285-82-5888
県北県民センター 0287-23-1555 足利県民相談室 0284-42-9700
上都賀県民相談室 0289-64-9419 南那須県民相談室 0287-83-1555
安蘇賀県民相談室 0283-24-2603